

「子どもの権利に関する行動計画」平成28年度実施状況について

1 評価の方法

評価にあたっては、事業を主体的に実施する担当課が、目標の達成度の状況等について自己評価を行いました。

【評価ランク】

- A：計画どおり進捗した
- B：目標に近く、概ね進捗した
- C：目標には届かないが、進捗している
- D：停滞・事業の未実施
- E：事業終了

2 評価の総括

全24事業のうち、A評価が18事業（75%）、B評価が5事業（21%）、D評価が1事業（4%）となりました。A・B評価の事業は、全体の96%を占め、全体としての進捗状況は良好であったと考えられます。

今回の評価・検証をもとに、事業を一層充実させるとともに、市民のニーズを考慮しながら事業運営を図っていくことが求められます。

基本施策	事業数	評価ランク				
		A	B	C	D	E
(1) 子どもの権利に関する啓発活動	3	2	0	0	1	0
(2) 子どもの居場所づくり	4	3	1	0	0	0
(3) 子どもの貧困対策	5	4	1	0	0	0
(4) 子どもの虐待防止と救済	3	3	0	0	0	0
(5) いじめ・体罰の防止と救済	5	4	1	0	0	0
(6) 子どもの面会交流	2	0	2	0	0	0
(7) 子どもの権利侵害からの救済	2	2	0	0	0	0
合 計	24	18	5	0	1	0

(参考) 平成27年度評価

17 6 1 0 0

3 各事業の評価及び実施状況

基本施策（1）子どもの権利に関する啓発活動

No.	事業・取組名	事業・取組内容	所管課	【参考】 平成27年度実績	平成28年度実績	評価 区分	成果	課題・今後の取組
1	普及用リーフレットの作成	子どもの権利について、子どもや大人が理解を深めるために、普及用リーフレットを作成・配布します。作成にあたっては、年齢や発達に応じて内容が理解できるよう配慮します。	子育て支援課	・リーフレット作成 子ども用 4,000部 大人用 9,000部 ・リーフレット配布 子ども用：市内小学4～6年生へ 大人用：市内中学・高校1～3年生へ ※その他、本庁舎、各支所、公民館、図書館、社会福祉協議会にて配布	平成27年に作成したリーフレットを本庁舎、各支所で配布しました。	A	リーフレットの配布により啓発を図りました。	現状では、子どもの権利に関する理解を深めるというまでには至っていない状況であるため、学習会等の積極的な周知・啓発を図ります。
2	子どもの権利に関する講演会の開催	子どもの権利に関して見識のある人を講師に招いて講演会を実施します。講演会については、年1回程度の実施を予定しています。	子育て支援課	講演会未開催 ※5月開催の「子どもの権利救済委員会」にて、今後の方向性について協議・検討	未実施	D	-	目的、内容、実施規模、対象者の範囲等について、検討します。
3	子どもの権利に関する学習	子ども自身による子どもの権利に関する学習を支援するために、ホームページなどで子どもの権利に関する情報を提供します。 学校においては、人権に関する意識の向上を図るため、子どもの権利をはじめとする人権全般について学習を推進しています。	子育て支援課	市ホームページにて情報提供を行いました。	市ホームページにて情報提供を行いました。	A	ホームページに掲載し、周知を図りました。	市ホームページのみでなく、ポータルサイトや広報などによる積極的に情報を提供していきます。
			学校教育課	・県の各種人権教育研修に人権教育担当者を中心として参加し、人権全般について指導者として必要な資質・能力の向上を図りました。 ・直接的指導としては、小6・中3の社会科において、人権意識の高揚を図る授業の展開が行われています。 ・道徳や学級活動の時間における人権教育も推進しており、人権週間を設定して指導に当たっています。	・県の各種人権教育研修に人権教育担当者を中心として参加し、人権全般について指導者として必要な資質・能力の向上を図りました。 ・直接的指導としては、小6・中3の社会科において、人権意識の高揚を図る授業の展開が行われています。 ・道徳や学級活動の時間における人権教育も推進しており、人権週間を設定して指導に当たっています。		・子どもの権利条約に関する理解が深まってきています。 ・人権週間の実施により、人権全般に関する理解も深まり、相互の人権を尊重した行動がとれる児童生徒が増えてきています。	・これまでの取組を継続するとともに、新たな人権問題等についても学習機会を設け、児童生徒に人権の大切さや異なる価値観を寛容に受け止め、共生できる社会の実現の重要性を認識させていきます。

基本施策（２）子どもの居場所づくり

No.	事業・取組名	事業・取組内容	所管課	【参考】 平成27年度実績	平成28年度実績	評価 区分	成 果	課題・今後の取組
4	要支援児童の居場所づくり	養育放棄（ネグレクト）などの状況にある要支援児童に、放課後その地域において、安心できる大人とのふれあいや交流を図りながら、保護者の補完と子どもの健全な育成・自立を促し、虐待の世代間連鎖を防ぐために、要支援児童放課後応援事業を実施しています。 現在、NPO法人に事業を委託し、市内1か所で開催しています。	子育て支援課	実施箇所数 1か所 利用人数 10人 （小学生7人、中学生3人） 述べ利用日数 714日 支援内容 ①基本的な生活習慣の習得 ②望ましい食習慣の習得 ③宿題等の学習支援 ④保護者の養育相談・悩み相談 ⑤居場所と対象家庭等及び学校等との送迎支援 ⑥その他養護に欠けるものを補うための支援	実施箇所数 1か所 利用人数 21名 （小学生12名 中学生9名） 延べ利用日数 1,004日 支援内容 ①基本的な生活習慣の習得 ②望ましい食習慣の習得 ③宿題等の学習支援 ④保護者の養育相談・悩み相談 ⑤居場所と対象家庭等及び学校等との送迎支援 ⑥その他養護に欠けるものを補うための支援	A	生活習慣の習得や学習支援、食事の提供等を行っており、家庭生活の補完という点で重要な役割を果たしています。子どもたちにも明るさや積極性が見られるようになり、その変化が保護者の就労意欲や生活改善への意欲につながっています。	目に見えて結果の出る支援が主になりがちになってしまいます。個々に必要とする支援が異なるので、それを見極め対応すること。また、児童に関わる大人（指導員）の質、力量を高めていくことが必要です。
5	不登校児童・生徒の居場所づくり	不登校及び不登校傾向にある児童生徒の精神安定や自立を促し、学校生活への適応を図るための指導・相談を行う施設として適応指導教室を2か所設置しています。 また、不登校児童生徒に対し、宿泊体験をはじめとする様々な体験活動を提供することで、不登校改善のきっかけづくりを行う宿泊体験館を1か所設置しています。	学校教育課	・通室児童生徒への支援、指導 ・発達障害等の課題を有し通室が適当と思われる児童生徒への支援 ・児童生徒及び保護者等へのカウンセリング ・児童生徒が在籍する学校との一層の連携の強化	・通室児童生徒への支援、指導 ・発達障害等の課題を有し通室が適当と思われる児童生徒への支援 ・児童生徒及び保護者等へのカウンセリング ・児童生徒が在籍する学校との一層の連携の強化	B	不登校出現率 小学校 0.33% 中学校 3.78% （※不登校出現率の小学校での現状維持及び中学校での減少）	・支援を担当する職員の勤務の在り方の検討 ・教育相談を行うカウンセラーの増員と常勤職としての採用 ・医療機関との十分な連携に向けた体制作り ・以上を総合的に捉える中での保護者、家庭への支援
6	放課後児童健全育成事業	児童福祉法の規定に基づき、昼間、家庭に保護者のいない小学校に就学している児童を対象に、平日の授業終了後や土曜日などに放課後児童クラブを開設しています。公設21クラブを開設し、保護者や地域の関係者で組織する団体に運営を委託しています。 また、近年は民設民営のクラブも増加していますが、保育の質の確保と保護者負担の増加を配慮して補助金を交付しています。	保育課	施設数 37か所 利用人数 1,507人	施設数 39か所 利用人数 1,594人	A	児童クラブの運営については、公設民営児童クラブ22か所、民設民営児童クラブ17か所に対して運営支援を行いました。児童クラブの整備事業としては、2クラブを整備しました。	児童クラブ利用ニーズは年々高まっていますが、施設整備が追いつかず、小学校6年生まで受入れできないクラブがあります。平成26年度に策定した整備計画に基づき、公設児童クラブの整備を行います。（平成31年までに12施設整備）
7	地域における安全で楽しい子どもの居場所づくり	部活動、スポーツ少年団活動、公民館・博物館・田舎ランド鴨内等の体験教室などで、子どもの居場所づくりを推進します。	学校教育課 生涯学習課 スポーツ振興課	部活動・スポーツ少年団指導者研修会を年間2回開催し、子どもの健全な発育発達に向けての講習を行いました。	部活動・スポーツ少年団指導者研修会を年間2回開催し、子どもの健全な発育発達に向けての講習を行いました。	A	毎回、多くの参加者がありました。今回は、子どものメンタルを意識した指導法についての研修で好評でした。	保護者会関係の参加者は増えてきていますが、直接の指導者の参加についてはまだ課題が残ります。積極的に参加して頂けるよう根気強く周知していきます。

基本施策（3）子どもの貧困対策

No.	事業・取組名	事業・取組内容	所管課	【参考】 平成27年度実績	平成28年度実績	評価 区分	成果	課題・今後の取組
8	学校教育における学力の保障	学校教育においては、家庭環境に左右されず、子どもの学力が保障されなければなりません。	学校教育課	学力が上がらない児童生徒に対しては、昼休みや放課後の時間を利用した補習的な取り組み等を各学校で実施しています。また、日々の授業において指導方法の工夫・改善に努めています。	学力が上がらない児童生徒に対しては、昼休みや放課後の時間を利用した補習的な取り組み等を各学校で実施しています。また、日々の授業において指導方法の工夫・改善に努めています。	B	学習意欲を向上させ、学力を上げる取組みが各学校に普及してきています。	今後も取組みを継続し、児童生徒の学習意欲の向上を図っていきます。そのため、各学校の指導体制の充実を図る必要があります。
9	福祉部門と教育委員会の連携強化	子どもの貧困対策については、早期の段階で生活支援や福祉制度につなげることが重要となってきます。	子育て支援課	教育委員会や学校と連携を図りながら、保護者等からの相談に応じて各種支援制度を紹介しました。	教育委員会や学校と連携を図りながら、保護者等からの相談に応じて各種支援制度を紹介しました。	A	各種支援制度につなげることで、子どもの生活環境の整備が図れました。	今後も教育委員会や社会福祉部門と連携を図ります。
			学校教育課	平成27年6月からSSWRを配置し、学校からの依頼により、経済的に困窮している家庭について保護者とSSWRが面談し、必要に応じて福祉部門と連携しながら支援に当たりました。	平成27年6月からSSWRを配置し、学校からの依頼により、経済的に困窮している家庭について保護者とSSWRが面談し、必要に応じて福祉部門と連携しながら支援に当たりました。		SSWRが介入し環境整備を行うことで、不登校の児童生徒が登校できるようになったり、高校へ進学できるようになったりするケースがあるなど、さまざまな方法で家庭・子供を支援することができました。	今後も子ども・子育て総合センター、福祉部門と連携しながら取組みを継続していきます。
10	地域における学習支援	生活困窮家庭の子どもの学力向上を図るために、放課後や休日における学習支援に努めます。そのためには、地域による学習支援等の一層の促進・充実を図ります。	社会福祉課	・申込97名 ・中学3年生は全員進学	・申込73名 ・中学3年生（25人）は全員進学	A	生活困窮者の世帯では自宅で学習時間を確保することが困難な場合が多く見受けられます。このため、週2回の学習時間を確保することにより、成績・学習意欲の向上や学習習慣、受験対策に一定の成果がありました。	・平成28年度の取り組みを継続していきます。 ・平成29年度から委託により実施していきます。
			子育て支援課	実施箇所数 1か所 利用人数 10人 (小学生7人、中学生3人)	実施箇所数 1か所 利用人数 21名 (小学生12人 中学生9人) 延べ利用日数 1,004日		育児放棄（ネグレクト）等の状況にある要支援児童に対し、宿題等の学習支援を行っており、徐々に学習する習慣が身につく、学校生活においての自信にもつながっています。	個々のレベルに応じた学習支援の内容を検討しながら、学習する習慣が身についていくよう、引き続き、支援を行っていきます。
11	就学援助	経済的理由により、学就困難と認められる児童・生徒及び特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者に対し、学用品費等を支給し援助を行っています。	学校教育課	認定件数844件（小学校492件、中学校352件）	認定件数948件（小学校559件、中学校389件）	A	経済的理由による就学環境の悪化で、不登校となる児童生徒や、学習意欲が損なわれる児童生徒の未然防止に成果がありました。	今後も取り組みを継続し、就学困難な児童生徒の就学意欲の向上を図っていきます。
12	奨学金貸与事業	能力があるにもかかわらず、経済的理由により、高校、大学に修学することが困難な者に対し学資を貸し付け、広く人材を育成するための事業です。	教育総務課	○給付 ・応募16人 ・決定9人（大8、短1） ○貸与（国内） ・応募32人 ・決定23人（高2、大16、短1、専4） ○貸与（海外） ・応募1人 ・決定1人（大1）	○給付（国内：一般枠） ・応募7人 ・決定6人（大5、短1） ○給付（国内：医療系枠） ・応募5人 ・決定3人（大3） ○貸与（国内） ・応募29人 ・決定25人（高3、大20、短1、専1） ○貸与（海外） ・応募1人 ・決定1人（大1）	A	・奨学資金の給付、貸与により経済的理由で修学が困難であった者にその機会を与えることができました。 ・国内の募集にあつては、給付・貸与ともに予定していた定員を上回る応募があつたことから、本制度の需要は高く、市民に対しても広く周知できました。 ・海外の募集にあつては、海外大学の幅広い入学時期を考慮し、募集・選考を3回に分けて実施することとしました。	課題 ・海外給付は、2年続けて応募がない状況にあります。 ・滞納者が一定数存在します。 今後の取組 ・海外給付について、応募要件を再検討します。 ・奨学金返還について、口座振替を導入します。 ・滞納対策を徹底します。 ・新たな財源の確保に努めます。

基本施策（４）子どもの虐待防止と救済

No.	事業・取組名	事業・取組内容	所管課	【参考】 平成27年度実績	平成28年度実績	評価 区分	成 果	課題・今後の取組
13	要保護児童対策地域協議会（児童虐待対応に関する事業）	児童虐待の禁止・予防・早期発見・早期対応などを図るため、地域の関係機関・団体の代表者で構成されるよう保護時王対策地域協議会を設置し、関係機関が連携を図りながら児童虐待防止対策を推進し強化します。	子育て支援課	<ul style="list-style-type: none"> ・代表者会議 1回 ・実務者研修 1回 ・実務者定例会議 12回 ・ケースとしてあがった件数 175件 ・個別ケース検討会議 71件 	<ul style="list-style-type: none"> ・代表者会議 1回 ・実務者会議 12回 ・ケースとしてあがった件数 174件 ・個別ケース検討会議 41回 ・実務担当者研修会 1回 ・市内の小中学生に相談カードを配布 	A	関係機関が連携することで、支援の必要な児童、保護者が早期に発見でき、その後、適切な支援を継続的に行うことで、虐待の未然防止につながっています。	要支援児童・家庭への早期対応の必要性和内容の複雑化・重篤化により、それぞれのケースを継続的に、きめ細かに支援をしていくこと、また、養護ケースの終結の見極めが引き続き課題であり、それを念頭におき今後も継続していきます。
14	育児支援家庭訪問事業	核家族化、地域社会の希薄化が進み、育児に不安やストレスを感じたり、家庭環境に問題を抱え養育機能の低下している親は不安と孤立の中で子どもに暴力を振るったり、子育てを放棄してしまうことがあります。通所型の支援では限界があるため、専門家による側面的・継続的・柔軟性のある訪問型の支援が必要となってきます。出産間もない時期から訪問支援することで、養育環境の把握とともに、養育困難な家族に対し、具体的な育児指導や個々が抱える諸問題への支援が図れます。また、新生児・産婦訪問、乳幼児家庭訪問、乳児家庭全戸訪問との連携により早期に対応することができま	健康増進課 子育て支援課	訪問支援者 <ul style="list-style-type: none"> ・家庭相談員 5人 ・保健師 17人 訪問家庭数 502件	訪問支援者 <ul style="list-style-type: none"> ・家庭相談員 6人 ・保健師 18人 訪問家庭数 518件	A	若年の妊婦、望まない妊娠等の妊娠期からの継続的な支援を必要とする家庭、親のメンタルに問題がある家庭、虐待のリスクが認められる家庭など、育児支援が必要な家庭を訪問しています。	養育支援が必要な家庭の増加と、問題の多様化により、今後もきめ細やかに対応するためには、支援者の量的・質的充実が必要です。
15	児童虐待に関する相談体制の充実	児童虐待に関する通告・相談先は、児童相談所、福祉事務所、市町村となっています。保育園や幼稚園、学校や保健センターなどの関係機関での虐待発見や相談についても関係機関に連絡することになっており、虐待への対応は、早期発見・早期対応が非常に重要となっています。本市においても児童虐待に関する相談が増加しており、早期対応に努めています。家庭児童相談員をはじめとする関係機関職員との虐待に関する資質の向上を図り、その相談体制の充実に努めています。	子育て支援課 健康増進課	家庭相談員 5人 <ul style="list-style-type: none"> ・乳児全戸訪問事業 1,038人 ・乳幼児健診 4か月児健診 1,054人 10か月児健診 985人 1.6歳児健診 989人 2歳児歯科検診 1,006人 3歳児健診 1,021人 ・育児相談 1,598人 	家庭相談員 6人 <ul style="list-style-type: none"> ・乳児全戸訪問事業 943人 ・乳幼児健診 4か月児健診 964人 10か月児健診 991人 1.6歳児健診 981人 2歳児歯科検診 920人 3歳児健診 955人 ・育児相談 1,608人 	A	相談体制の強化を図るため、家庭相談員を1人増員し、6人体制となりました。関係機関との連絡や情報交換を適切に行うことで、早期発見・早期対応につながっています。	児童虐待に関する相談にきめ細かな対応をしていくため、虐待に関する知識を高め資質の向上を図るとともに、更に関係機関との連携を図っていきます。

基本施策（5）いじめ・体罰の防止と救済

No.	事業・取組名	事業・取組内容	所管課	【参考】 平成27年度実績	平成28年度実績	評価 区分	成果	課題・今後の取組
16	那須塩原市いじめ防止基本方針の策定	本市におけるいじめ防止対策のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を策定します。	学校教育課	平成27年3月に市いじめ防止基本方針を策定しました。	平成27年3月に市いじめ防止基本方針を策定しました。	A	・市の方針に基づき、各学校のいじめ防止基本方針を策定。いじめの対応に当たることができました。 ・市のいじめ防止月間を設定し、市いじめ防止基本方針を周知しました。	・今後も平成28年度の取組を継続します。 ・市のいじめ問題の状況を把握し、今後の見直し検討に備えます。
17	那須塩原市いじめ問題対策連絡協議会の設置	いじめ防止などに関係する機関と連携を図るために、那須塩原市いじめ問題対策連絡協議会を設置します。	学校教育課	市いじめ問題対策連絡協議会の設置要綱を平成27年4月1日より施行し、5月に第1回の協議会を開催しました。	市いじめ問題対策連絡協議会の設置要綱を平成27年4月1日より施行し、7月に第1回の協議会を開催しました。	A	協議会では、いじめの現状や市の方針について説明しました。それについて委員から意見を伺うことができました。	協議会を今後も開催し、いじめ防止対策を推進します。
18	学校におけるいじめ防止基本方針の策定	市内各小中学校において、各学校の実情に応じた学校がいじめ防止などの対策に関する基本的な方針を策定しています。	学校教育課	市いじめ防止基本方針を受け、平成27年4月にすべての学校でいじめ防止基本方針を策定しました。	市いじめ防止基本方針を受け、平成27年4月にすべての学校でいじめ防止基本方針を策定しました。	A	いじめ防止基本方針に基づき、各学校でいじめ問題の対策を推進できました。	地域・学校の状況に合わせて、方針を適宜見直し、実効性のあるものとします。
19	学校におけるいじめの防止対策	教育活動を通して、いじめの防止に資するよう、その充実に努めます。 学校の児童・生徒、保護者、教職員に対し、いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発活動に努めます。 学校においていじめに係る相談を行うことのできる体制の整備に努めます。	学校教育課	・各学校でいじめ防止に向けた取組を実施しました。 例) いじめ防止憲法の制定、いじめ防止のためのピンクリボン運動の推進等 ・各学校にスクールカウンセラー等を派遣し、相談体制を整えました。	・各学校でいじめ防止に向けた取組を実施しました。 例) いじめ防止のためのピンクリボン運動の推進等 ・各学校にスクールカウンセラー等を派遣し、相談体制を整えました。	A	・いじめの認知件数は、小学校で73件、中学校で12件でした。防止対策に基づきいじめの認知をすることができました。 ・小中一貫でいじめ問題に当たる学校も増加しました。 ・方針に基づき、組織のないいじめの対応が各学校で行われました。	・今後も平成28年度の取組を継続します。 ・大人が主導する防止策だけではなく、児童・生徒自身が主体的にいじめについて考える機会を増やしたい。
20	いじめ問題再調査委員会の設置	市長部局に、重大事態への対処及びその防止のため、再調査を行ういじめ問題再調査委員会を設置します。	子育て支援課	平成27年3月に条例制定。 平成27年度中は委員会未開催。	平成27年3月に条例制定。 平成28年度中は事案がなかったため、委員会未開催。	B	委員会が開催されなかったため、委員委嘱には至らなかったが、委員候補者の選定を行い、体制を整備しました。	委員の委嘱に向けた事前協議を進めるとともに、学校教育課との連携を図ります。

基本施策（6）子どもの面会交流

No.	事業・取組名	事業・取組内容	所管課	【参考】 平成27年度実績	平成28年度実績	評価 区分	成果	課題・今後の取組
21	面会交流・養育費に関するパンフレットの配布	面会交流・養育費の分担について理解を深めてもらうために、パンフレットなどを配布し普及に努めます。 さらに、面会交流・養育費に関する普及を進めるための活動について充実を図っていきます。	子育て支援課	公益社団法人家庭問題情報センター養育費相談支援センター発行の面会交流・養育費の分担に関するリーフレットを窓口を設置し配布。また、那須塩原市ひとり親家庭サポートガイドブックにリーフレットを挟み込み、離婚届や児童扶養手当手続きに来庁した人に配布。	公益社団法人家庭問題情報センター養育費相談支援センター発行の面会交流・養育費の分担に関するリーフレットを窓口を設置し配布。また、那須塩原市ひとり親家庭サポートガイドブックにリーフレットを挟み込み、離婚届や児童扶養手当手続きに来庁した人に配布。	B	リーフレットについて平成26年度は、窓口や相談者への配布のみでしたが、平成27年度からは離婚届や児童扶養手当手続き等に来庁した人に配布を行うこととしたなど、普及活動の拡大を行い、引き続き普及啓発に努めています。	リーフレットの配布だけでは、養育費の負担や面会交流の実施にはなかなか結びつかない。先進地（明石市）等の取り組みなどを参考に普及活動の充実を検討する必要があります。
22	面会交流・養育費に係る相談体制の充実	面会交流・養育費の分担に関しては、婦人相談として対応します。相談員については研修などを通して資質の向上に努めます。	子育て支援課	面会交流・養育費に特化した相談件数の把握を行っていないため、相談件数は不明ですが、離婚相談等の時は養育費などの有無を把握し、助言指導を行っています。婦人相談員の養育費等に関する研修参加延べ回数5回。	面会交流・養育費に特化した相談件数の把握を行っていないため、相談件数は不明ですが、離婚相談等の時は養育費などの有無を把握し、助言指導を行っています。婦人相談員の養育費等に関する研修参加延べ回数3回。	B	相談員は面会交流・養育費に関する研修に積極的に参加し、実際の相談でも適切な助言指導を行っています。	婦人相談の件数は年々増加しており、相談内容も多様化・複雑化しています。面会交流・養育費の相談も含め、さまざまな相談内容に対応できるよう、更なる資質の向上と、相談体制の充実が必要です。

基本施策（7）子どもの権利侵害からの救済

No.	事業・取組名	事業・取組内容	所管課	【参考】 平成27年度実績	平成28年度実績	評価 区分	成 果	課題・今後の取組
23	子どもの権利救済委員会の設置	市長の附属機関として、那須塩原市子どもの権利救済委員会を設置します。救済委員には、法曹関係者、児童福祉関係者、教育関係者から各1名を委嘱し、3名で構成します。	子育て支援課	・救済委員会開催（計2回） ・相談件数…2件 （うち、救済申立件数1件）	平成28年6月1日より任期2年で委員を委嘱し、委員会を設置。	A	救済の申立てがなかったため、委員会は開催されませんでした。が、体制整備が図れました。	・関係機関との連携・協働 ・相談・調整活動終了後のモニタリング
24	相談体制の充実	子どもの権利侵害に係る相談は、子育て支援課の担当職員が対応する体制をとり、研修等を通して資質の向上に努めます。	子育て支援課	・相談件数…2件 ・「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム・分科会「子どもの相談・救済」に参加	足利市で開催された学習会「子どもオンブズの現状とこれから」に参加	A	学習会に参加し、先進自治体の取組について学ぶことができました。	・担当職員の専門性の向上